

令和3年 5月 7日

くろかわ商工会  
富谷支部会員 各位

くろかわ商工会富谷支部  
支部長 松田 勝幸  
(公印省略)

「富谷市地域振興商品券事業及び敬老祝い商品券事業」実施に係る  
商品券取扱店募集について  
(ご案内)

謹啓 新緑の候、各位益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、富谷市では新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響を緩和するとともに、地域経済の活性化、及び市民の消費活動の支援を図るため標記事業を実施することとなりました。

つきましては、本商品券取扱店について、別紙「富谷市地域振興商品券事業及び敬老祝い商品券事業取扱店募集要項」の通り募集いたしますので、取扱希望の方は別紙申込書に必要事項をご記入の上、お申込み下さいますようご案内申し上げます。

謹白

記

1. 募集締切日 令和3年 5月31日(月)午後5時まで必着
2. 申請要件 富谷市内に立地する店舗・事業所があること。  
別紙募集要項を遵守する事業所であること。  
(募集要項を必ずご一読下さい。)
3. 申請方法 別紙「参加申込書兼誓約書」に必要事項をご記入の上、くろかわ商工会富谷事務所まで FAX または郵送にて提出してください。  
※市内に複数店舗該当の方は「参加申込書兼誓約書」をコピーのうえ、店舗毎にお申し込み下さい。  

郵送の場合	〒981-3311 富谷市富谷新町 95 富谷市まちづくり産業交流プラザ 2階
FAX の場合	FAX : 022-358-7848 (くろかわ商工会富谷事務所)

■お問合せ先  
くろかわ商工会 富谷事務所  
TEL 358-2205 / FAX 358-7848  
担当：佐藤央・二本柳

# 富谷市地域振興商品券事業及び敬老祝い商品券事業取扱店募集要項

## 1 事業の目的

地域振興商品券及び敬老祝い商品券を交付し、地域経済の活性化及び市民の消費活動の支援を図ることを目的に事業実施する。

## 2 対象業種

小売業・飲食業・各種サービス業・製造業・建築業・建設業・その他市が適当と認めた業種。

## 3 利用方法

取扱店が取扱う商品の購入・サービスの提供等の代金支払いに利用。

## 4 商品券の使用期間

令和3年8月1日(日)～令和3年12月31日(金) ※予定

## 5 商品券の概要

- (1) 名 称 富谷市地域振興商品券及び富谷市敬老祝い商品券
- (2) 発 行 者 富谷市
- (3) 発行(予定)数 ①全市民対象 53,000冊(500円券× 6枚:3,000円分)  
②ひとり親対象 350冊(500円券×10枚:5,000円分)  
③生活困窮対象 250冊(500円券×10枚:5,000円分)  
④敬老祝い対象 5,300冊(500円券× 6枚:3,000円分)

## 6 商品券の交付

- (1) 地域振興商品券 令和3年7月15日以降、交付対象者へ郵送。  
ただし、生活困窮対象者分は、令和3年7月20日頃、必要書類と引き換えに本庁窓口で交付予定。
- (2) 敬老祝い商品券 令和3年9月上旬頃、交付対象者へ郵送予定。

## 7 取扱店の登録

- (1) 資格要件
  - ① 富谷市内に立地する店舗・事業所があること。
  - ② 「富谷市地域振興商品券事業及び敬老祝い商品券事業取扱店募集要項」を遵守すること。

### (2) 募集締め切り

**令和3年5月31日(月)まで** ※状況により継続募集あり。

登録手続きを完了した事業所は「商品券取扱店舗一覧」等に掲載。

### (3) 登録方法

「富谷市地域振興商品券及び敬老祝い商品券取扱店参加申込書兼誓約書」に必要事項記入の上、くろかわ商工会富谷事務所宛にFAX又は郵送で提出。

### (4) 登録場所

富谷市役所 経済産業部 産業観光課

### (5) 応募資格

取扱店登録には、次に該当する場合は応募ができない。

- ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行うもの。
- ② 特定の宗教・政治団体と関わるもの、又は、業務の内容について公序良俗に反する営業を行うもの。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は、富谷市暴力団排除条例(平成25年富谷市条例第13号)に規定する暴力団員等が営む事務所、または店舗。
- ④ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの。
- ⑤ その他、本事業の目的に照らして、不相当と市長が判断するもの。

## 8 商品券の利用範囲(制限)

次に示す内容については、商品券の利用ができない。

- ① 国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払
- ② 商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等換金性の高いもの
- ③ 株式・先物・宝くじ等の金融商品
- ④ 「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの小売販売
- ⑤ 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ⑥ 加盟店が利用を不可とした商品
- ⑦ その他、法律で商品券による購入が禁じられているもの

## 9 商品券の利用留意事項

- ① つり銭は出さない。また、払い戻しはしないこととする。
- ② 多額の商品券を一度に使用するといった「商品券の第三者への譲渡等が疑われるケース」を商品券利用可能店舗の従業員が覚知した場合には、市に通報する。
- ③ 消費者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないことを確認する。

## 10 商品券の換金方法

取扱店舗が使用済商品券を、富谷市指定の郵便局に持込み、郵便局及び市にて精査・枚数の確認後、市から換金額の振込を行う。(予定)

※上記換金方法については、後日詳細をお知らせします。必ずご確認ください。

## 11 その他留意事項

- ① 「富谷市地域振興商品券事業及び敬老祝い商品券事業取扱店募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、富谷市役所産業観光課がその対応を決定する。
- ② 取扱店の情報(店舗名・所在地他)は、「商品券取扱店一覧」としてチラシ、富谷市ホームページ等で広報する。

## 12 お問い合わせ先

### 【取扱店の募集に関わること】

くろかわ商工会 富谷事務所

平日8:30~17:15(土・日・祝祭日除く)

〒981-3311 富谷市富谷新町95番地 富谷市まちづくり産業交流プラザ2階

TEL:022-358-2205/FAX:022-358-7848

### 【制度全般に関わること】

富谷市役所 産業観光課

平日8:30~17:30(土・日・祝祭日除く)

〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地

TEL:022-358-0524/FAX:022-358-2259